

## 農地法第3条許可申請の手引き【農地の売買・貸し借り】

- 申請者 譲渡人（貸人）及び譲受人（借人）
- 申請先 大府市農業委員会事務局
- 申請期間 毎月1日から7日の間（休日の場合は前日）
- 提出部数 2部

提出書類	備考	チェック
☆申請書	正本1部、副本1部	<input type="checkbox"/>
☆全部事項証明書	法務局発行（1部コピー可）	<input type="checkbox"/>
住民票写し	申請者の住所が全部事項証明書と異なる場合（1部コピー可）	<input type="checkbox"/>
町名地番変更証明	申請者の住所が町名変更により、全部事項証明書と異なる場合（1部コピー可）	<input type="checkbox"/>
☆位置図（案内図）	申請地を図示（都市計画図、住宅地図など）	<input type="checkbox"/>
☆地番表示図（公図）	申請地を図示（コピー可）	<input type="checkbox"/>
委任状	代理人が申請する場合（1部コピー可）	<input type="checkbox"/>
☆営農計画書	譲受人	<input type="checkbox"/>
☆誓約書	譲受人	<input type="checkbox"/>
農家証明	譲受人の住所が大府市外の場合	<input type="checkbox"/>

### ☆必須

### ●注意事項

- ※ 申請の前に、事前協議をお願いします。
- ※ 所有権移転（設定）する予定の農地及び譲受人（借人）が他に所有する全ての農地が、適正に管理されていない場合は申請が許可されない可能性があります。
- ※ 農作物栽培高度化施設用地として利用する場合、別途届出が必要です。
- ※ 愛知県下は3条許可後、3年以内の農地転用は原則禁止です。
- ※ 証明書は提出日より3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
- ※ 借入金の都合等でお急ぎの方で、受付確認が必要な場合はお申し付けください。
- ※ 農業者年金経営者移譲年金の受給資格を有する方は、農地を譲渡（貸し借り）・譲受することで受給資格を失う場合があります。
- ※ 農地に利用権が設定されている場合は、耕作者の合意の上、事前に利用権を解約する必要があります。
- ※ 許可後は、1年以内に作付けを行い、作付け完了後は「作付け報告書」を大府市農業委員会事務局へ速やかに提出してください。
- ※ ご不明な点は大府市農業委員会事務局へお尋ねください。

TEL 0562-47-2111（代表）内線343  
0562-45-6246（ダイヤルイン）